

令和7年第3回七戸町議会定例会  
会議録（第2号）

令和7年9月8日（月）午前10時00分 開議

---

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 佐々木寿夫君 外4名

「質問事項及び順序（別紙）」

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（16名）

議長	16番	附田俊仁君	副議長	15番	岡村茂雄君
	1番	藤井夏子君		2番	中野正章君
	3番	山本泰二君		4番	向中野幸八君
	5番	二ツ森英樹君		6番	小坂義貞君
	7番	澤田公勇君		8番	工藤章君
	9番	唄清悦君		10番	佐々木寿夫君
	11番	瀬川左一君		12番	田嶋輝雄君
	13番	三上正二君		14番	田島政義君

---

○欠席議員（0名）

なし

---

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田嶋邦貴君	副町長	仁和圭昭君
総務課長	鳥谷部慎一郎君	支所長	三上義也君
企画調整課長	田中健一君	財政課長	佐藤源太君
税務課長	高田美由紀君	町民課長	向中野洋人君
保健福祉課長	西野勝夫君	介護高齢課長	金見真樹君
こどもみらい課長	澤山晶男君	会計管理者	中村陽一君
商工観光課長	佐々木和博君	農林課長	原子保幸君
建設課長	高田博範君	上下水道課長	町屋淳一君
教育長	森田勝博君	学務課長	附田良亮君
生涯学習課長	鳥谷部伸一君	スポーツ振興課長	井上健君

国民スポーツ大会推進室長	山 田 真太郎 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	田 村 教 男 君	代表監査委員	吉 川 正 純 君
監査委員事務局長	相 馬 和 徳 君	選挙管理委員会委員長	附 田 繁 志 君
選挙管理委員会事務局長	鳥谷部 慎一郎 君		

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	相 馬 和 徳 君	事 務 局 次 長	町 屋 さおり 君
---------	-----------	-----------	-----------

---

○会議を傍聴した者（8名）

○会議の経過

## 一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	佐々木 寿夫 君 (一問一答方式)	1. 高齢者対策について  2. 福祉灯油助成事業について	(1) 高齢者が補聴器を購入する際に、購入費用の助成はできないか。  (1) 灯油の価格は現在どのぐらいか。  (2) 住民税非課税世帯に、灯油の購入費用の助成はできないか。
2	向中野 幸八 君 (一問一答方式)	1. 街の住みこちランキング2025 <青森県版> について  2. 町内・駅周辺の宿泊施設の状況について  3. 七戸町中央公園内の設備、展示物及び遊具について	(1) 県内に住む20歳以上を対象に、8項目5段階で評価した回答を見ると、ここ3年間は中南地域・上北郡が評価されている状況にあるが、この結果をどのように思っているのか。  (2) 当町は立地条件など、ランキング上位の自治体にも負けない魅力があると思うが、この魅力を更に充実させ活性化に繋げるための今後の対策は。  (1) 地域経済活性化などを目的とした町内や駅周辺への宿泊施設誘致は、町の重要課題でもあり、各団体からの要望もあると思うが、今の状況は。  (2) 宿泊施設に関する条例を整備し、町内に一定規模以上の宿泊施設を新規開業する事業者に対し、奨励措置など検討・取り組む考えはあるか。  (1) ヘリコプターが設置されるまでの経緯と目的は。  (2) 設置から現在までの管理及び航空科学的教材としての状況は。

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
2	向中野 幸八 君 (一問一答方式)		(3) 公園内の遊具には、経年劣化により不具合が発生し撤去されたものもあるが、補充など何か計画・予定はあるか。
3	山本 泰二 君 (一問一答方式)	1. 秋まつりについて	(1) 七戸町内で地区を超えての秋まつりへの参加者はどのくらいいるか。  (2) 地区を超えての秋まつりへの参加者に保険をかける考えはあるか。
		2. 七戸町史について	(1) 町史編纂室を新設するなどし、新町史の編纂業務を行っていく考えはあるか。
		3. コメの生産について	(1) コメの生産農家数と収量の推移は。  (2) 国のコメ増産への方針転換をどう考えるか。  (3) コメの増産に向けて農家に対しどのように支援を行っていくか。  (4) コメ生産者収入が適正となるよう県や国に働きかける考えはあるか。
4	藤井 夏子 君 (一問一答方式)	1. クマの出没による学校教育への影響について	(1) 小・中学校近隣でクマが出没した際の、登下校時の対応は。  (2) クマの出没により懸念される、学校教育への影響と今後の課題は。
		2. 子どもと保護者が集える場所について	(1) 子どもや保護者が集える場所を作りたいと考える団体や町民に対し、町はどのような支援が出来るか。  (2) 遊具のある屋内施設の設置について、現時点において具体的な計画はあるか。

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
5	崈 清悦 君 (一問一答方式)	1. 七戸町まちづくり基本条例について	<p>(1) 町村合併後、築き上げてきた「一体感の醸成」は、七戸町役場新庁舎建設基本構想及び基本計画に対する町民の不安や不満を解消できなければ、崩壊しかねないと危惧する。町長の認識と今後の対応について伺う。</p> <p>(2) 七戸町役場新庁舎建設基本構想及び基本計画は、今年度策定される第3次長期総合計画と同時並行で策定したほうが、より総合的に考えられた計画になったと思う。急いだ理由は何か。</p> <p>(3) 七戸町役場新庁舎建設基本構想及び基本計画は、同条例第32条（参加の権利の保障）の(2)重要な計画の策定、変更又は廃止に該当するか。また、第3次長期総合計画以外に、今後、この重要な計画に該当する計画はあるか。</p> <p>(4) 七戸町役場の位置を変更する条例は、同条例第32条(参加の権利の保障)の(1)重要な条例の制定及び改廃に該当するか。</p> <p>(5) 同条例第33条(参加の方法)には(5)アンケート調査その他町長が必要と認める方法への参加と記載されている。七戸町役場新庁舎建設基本構想及び基本計画についてのアンケート調査は、いつ、どのように実施するのか。</p>

○議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがいまして、令和7年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより、9月5日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

---

### ○日程第1 一般質問

○議長（附田俊仁君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、10番佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） おはようございます。一般質問をさせていただきます。

私は、昨今の情勢の中で、物価の高騰が町民生活に重大な影響を及ぼしている。このことから、高齢者対策の補聴器に対する助成の問題、そして、これから冬になると使う灯油の助成について、町民の生活を守る立場から質問したいと思います。

高齢者の補聴器についてですが、加齢による難聴で意思疎通がしづらくなると、生活の質の低下、体力や気力が低下し、急激に認知症のリスクが高まると言われています。先週、NHKのテレビで認知症の問題が出たときに、難聴による意思疎通が問題となっております。難聴の高齢者を早期発見する仕組みづくりや補聴器の利活用に向けての取組を進めることは重大な課題です。

それにしても、補聴器は決して安くない買物です。補聴器によって10万円、20万円と非常に高い値段がつきます。高齢者の補聴器購入時に七戸町からの支援が必要と思うが、これについて、町の対応を質問していきます。

二つ目は、灯油助成事業です。10月になると、朝晩、灯油をたく家も増えます。北国の七戸町では灯油がどうしても必要ですが、この値段が高くなっています。これらのことから、町の助成はできないか、このことを質問いたします。

以上で、壇上からの質問とさせていただきます。

それでは、質問者席から質問いたします。

先ほども申しましたが、高齢者にとって難聴は大変重要な問題です。認知症のリスクが高まる。しかし、そういう中でも補聴器の値段が高いということから、町では、高齢者が補聴器を購入する際に購入費用の助成はできないか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

佐々木議員の質問に答える前に、5日から行われました秋まつりは、天気にも恵まれ、

事故もなく、無事成功裏に終わることができました。議員の皆様も大変お疲れさまでした。また、昨日は県民駆伝も行われまして、町の部の総合成績が昨年よりも上回り検討しましたことを御報告いたします。

それでは、佐々木議員の御質問にお答えいたします。

まず、議員がおっしゃるとおり、耳の聞こえが悪くなると、人とのコミュニケーションを避けるようになります。社会参加が減り、孤立となったり、抑うつ状態に陥りやすくなることで認知症の発症のリスクが高まるとされております。

当町においては、令和4年度に高齢者を対象に行った調査によりますと、耳の聞こえが悪いと回答された方は17.2%。また、補聴器を使っていると回答された方は6.5%で補聴器を使っている高齢者は約390人と推計されているところであります。

そのような高齢者が今後も増加することが予想されていることから、医療・介護費用の増大や介護保険制度へのさらなる負担を招くことが懸念されております。

このような状況を踏まえ、県内では既に21の自治体が補聴器の購入助成事業を実施している現状であります。当町も、このことにおいて必要性を非常に感じておりますので、先行されている自治体の事例などを参考に、来年度の事業実施に向けて効果的な制度設計を進めてまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 県内では21の市町村が実施しているし、国全体でも400以上の地方自治体が高齢者の補聴器の助成を行っているわけです。ですから、来年度の予算に、ぜひ、これをもって高齢者に対する対策を進めていただきたいと思います。

次に、福祉灯油事業についてです。

灯油の価格は、現在どれぐらいか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

経済産業省資源エネルギー庁が調査・公表している8月25日時点の青森県の灯油販売価格は、1リットル当たり118円となっております。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 1リットル当たり118円ということなのですが、私も、今朝、事業者を回って灯油の値段を聞いたら、1リットル当たり117円だと言っていますから、大体この辺の値段になるのですが、今まで七戸町では、灯油助成事業を昨年もやりました。遡ると、福士町長のときにもこれはやっています。これらのときに値段を幾らで考えていたかというと、リッター110円を超えると助成というのを考えていたわけです。

現在の値段はリッター当たり118円、117円で、冬の前でこの値段ですから、冬になるともっと値段が高くなるわけです。そうすると、今までリッター110円を超えると大体福祉灯油をやっていたのですが、これからさらに冬に向かって灯油が高くなることを

考えると、住民税非課税世帯に灯油の購入費用の助成はできないか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

近年の物価高騰は、不安定な世界情勢の影響や円安・賃金上昇など、複数の要因にわたる原材料費の上昇によって生じているといわれております。国は、この物価高騰への対応として、所得税の減税、政府備蓄米の売渡し、ガソリン等の価格の抑制、電気・ガス料金の支援など、様々な対策を講じております。

当町では、令和5年に国が創設した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全世帯への商品券交付事業や低所得世帯への給付事業を実施してまいりました。また本年3月には、75歳以上で構成する非課税世帯約1,000世帯に対し、青森県生活困窮者に対する灯油購入費助成事業を活用し、1世帯当たり7,000円を支給しております。

今年度においても、引き続き、国・県の支援策等の動向を注視しながら、適切かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 物価高騰の中で町民の生活が苦しくなっているわけですから、国・県の動きなどを考えながら、町の灯油の購入費の助成というのも考えていただきたいと思います。

以上で、私の質問とさせていただきます。

○議長（附田俊仁君） これをもって、10番佐々木寿夫君の質問を終わります。

次に、通告第2号、4番向中野幸八君は、一問一答方式による一般質問です。

向中野幸八君の発言を許します。

○4番（向中野幸八君） 皆さん、おはようございます。

早速ではありますが、今回は3点ほどお伺いいたします。

一つ目として、青森県内に他の地域から移住してくるという方々は、いろいろ当町を調査すると思います。学校、病院、買物、交通の利便性、また公共施設など、整っている環境にあるのかを確認すると思いますが、今回で3年目の調査を手がけている企業が、新聞等において、県内の住みみたい街、住みこちのよい街の結果をランキングで発表しましたが、当町においても、今後、より評価の高い、住みやすい魅力あるまちづくりのためにどのような対策を取り組んでいくのか伺います。

二つ目として、駅周辺の宿泊施設状況についてですが、今現在なかなか進展がない状況の中もあり、思い切った対応策、町条例等を踏まえ、発展的な今後の取組などについて伺います。

三つ目として、七戸町中央公園内の設備、展示物及び遊具についてですが、ヘリの816号機の経緯と目的、また設置から現在までの管理状況について、当初、航空科学的教材の面から実際に大空を飛んで活動したヘリの展示物ですが、現状と今後について。

そして、公園内には、年数も経過し不具合も発生、そのため撤去された遊具もあるが、その後の計画・予定等についてお尋ねいたします。

以上で壇上からとし、あとは質問者席から行います。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 今回で調査3年目になるが、令和7年6月に賃借住宅建設の大手の民間企業が発表した住みこち順位について伺います。

街の住みこちランキング2025（青森県版）について。

一つ目として、県内に住む20歳以上を対象に8項目5段階を評価した回答を見ると、ここ3年間、中南地域・上北郡が評価されている状況にあるが、この結果をどのように思っているのか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） 向中野議員の御質問にお答えいたします。

この「街の住みこちランキング」は、民間事業者が毎年実施しており、実際に居住している住民が自分の街を項目ごとに評価するというもので、インターネット調査により、今回は県内1,829人の回答を基に集計したとされています。

調査結果では、ランキング上位10位までの市町村が公表されており、議員おっしゃるとおり、中南地区の弘前市、平川市、藤崎町、田舎館村、また上十三地区のおいらせ町、六戸町、三沢市が評価されております。

この上位の市町村を見ますと、比較的人口減少率が低い自治体であり、また圏域の中心都市に隣接しているベッドタウン的な性質、または、交通の利便性や生活の利便性などが評価につながったものと考えております。

なお、七戸町の今回の調査結果を事業者に問い合わせたところ、14位であったというところであります。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 当町においても、いろいろなことに取り組み、行政サービス、また、交通の利便性のよい立地条件等もあるので、さらなる取組をと思っております。

次、2番目に行きます。

当町は、立地条件などランキング上位の自治体にも負けない魅力ある町と思うが、この魅力をさらに充実させ、活性化につなげるための今後の対応は。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、七戸町には豊かな自然と歴史文化、そして交通の利便性など、他の地域にはない魅力があると考えております。

そこで、その魅力をさらに高めるためには、町の情報発信のさらなる強化を図ってまいりたいと考えております。取組の一つといたしましては、地域おこし協力隊を積極的に活用し、町の豊かな自然や文化、温かい人々の暮らしといった魅力を若者の視点で発信して

もう重要な役割を担っていただきたいと考えております。

具体的には、現在、活動中の隊員が公式インスタグラムを通じて、町の魅力再発見につながる写真やショート動画を発信しています。併せて、昨年まで活動していた隊員のY o u T u b e チャンネルを引き継ぎ、新たに動画配信、あるいは町の情報発信を進めてまいりたいと考えております。

また、町一番の集客力のある道の駅しじのへも最大限に利用して、その中で魅力を発信し、また、イベント情報を発信していくという取組も徹底的に進めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、今後はS N Sなどのあらゆる情報を駆使しながら、町の情報発信を強化し、町内外の交流人口を増やし、町の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） ランキング3年連続1位の弘前市は、これからも行ってみたい、住んでみたいと思っておられるように、さらに尽力するというコメントをしていました。ちなみに、弘前市は、2023年、71件、124名の移住、2024年、60件、110名の移住者がありました。

当町においても、にぎわいをもたらし、暮らしやすさを追求し、今以上に魅力ある取組、対策をと思っております。

次に、今までいろいろなことを取り組んできているが、なかなか進展状況が見られない現状にあるが、そこで伺います。

町内の駅周辺の宿泊施設の状況について。

一つ目として、地域経済活性化などを目的とした町内や駅周辺への宿泊施設誘致は町の重要な課題でもあり、団体から要望があると思うが、今の現状は。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

現在、町に対して各団体からの宿泊施設誘致に関する具体的な要望書というものは提出されておりませんけれども、宿泊施設が整備されることになれば、宿泊による町内の滞在時間の延長にもつながり、ひいては、議員がおっしゃるとおり、町のにぎわいや雇用創出など、地域の活性化に寄与するものであることから、町としては重要視して取り組むべき課題であると認識しております。

町では、現在、一般財団法人電源地域振興センターの企業誘致支援サービス事業を利用して企業誘致に取り組んでおりますが、本事業では、自治体の優遇措置等を紹介するパンフレットを作成し、全国約1万3,000の企業に対してパンフレットを配布しながら、進出意向のアンケート調査などを実施しております。

パンフレットを送付する対象企業は、自治体が希望業種を選択することになりますので、当町では、第一希望に旅館・ホテル業を登録しており、今後もこれらのサービスを活用しながら、宿泊施設の誘致を推進してまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 地域活性化のためにも、積極的に誘致強化を進めてもらいたいと思います。

次に、二つ目として、宿泊施設に関する条例を整備し、町内に一定規模以上の宿泊施設を新規開業する事業者に対し奨励措置など検討、取り組む考えはあるか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

先ほどの御質問でもお答えしましたけれども、町では、企業誘致支援サービス事業を利用して誘致活動の支援を受けているところでございますけれども、現時点でのお問合せはないというような状態でございます。

七戸十和田駅周辺のエリアは、宿泊施設を立地できるような土地を町がまだ所有していないという事情もございますけれども、住民、事業者、行政の協働や連携も見据えながら、取り組んでいく必要があると考えております。

したがいまして、町としましては、より積極的な宿泊施設の誘致に向けて、まずは、今後、誘致活動に向けた検討を行う際の基礎資料を作成するために立地可能調査を実施したいと考えております。

その調査では、観光客等に対しての宿泊ニーズの調査、町の関係者、町外の宿泊事業者に対して立地環境としての町の評価や進出可能性などのヒアリングを行い、宿泊施設誘致の実現に向けた方向性を整理してまいりたいと考えております。

また、そのヒアリングと同時に、先ほどおっしゃる奨励措置も同時に考えながら、具体的な策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 建設費、用地取得費、また固定資産税、上下水道の使用料、条件等を設置整備している自治体もあります。

宿泊施設誘致は、観光振興や地域のにぎわい創出に貢献、寄与し、当町の願いでもあると思うので、条例を整備し、今後、今以上に駅周辺への新設の強力な促進対策を講じてほしいと思います。

次に、七戸町中央公園の設備・展示物及び遊具について。

一つ目として、ヘリコプターが設置されるまでの経緯と目的をお尋ねします。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（森田勝博君） おはようございます。

向中野議員の御質問にお答えいたします。

ヘリコプターが中央公園内に設置されるまでの経緯については、平成15年初めにおいて、県内の自治体に海上自衛隊より除籍されたヘリコプターの無償貸付希望の調査があり、その後、旧天間林村が無償貸付申請を行い、設置されることになった次第でございます。

設置目的は、公園の整備・拡充を図るに当たり、航空科学についての教材として、実際に飛んでいた航空機を一般に公開展示することにより、子どもたちに大きな夢を与え、人格形成の一助に資することを目的としております。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 子どもたちの教材として、実際に大空を飛んでいた航空機を展示するということで、今のお答えとちょっと重複しますけれども、子どもたちに大きな夢を与えたと思います。

二つ目として、設置から現在までの管理及び航空科学的教材としての状況は。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（森田勝博君） お答えいたします。

ヘリコプターの管理状況については、機体の汚れが目立った際に高圧洗浄での水洗いや、機体に描かれた文字がぼやけてきた際には再塗装を行うなどして、機体の維持管理に努めてきたところです。現在は、当公園に設置後20年以上も風雨にさらされていることにより劣化が進み、塗装も色あせている状態にあります。

航空科学的教材としての状況についてですが、過去には、町のイベント開催時に機内を見学したり、園児や児童が散策時に間近に機体を見たり、写真を撮ったりすることで、航空科学に関する関心を深めてきたものと考えております。

このように、長年、皆さんに親しまれてきたヘリコプターですが、大変残念ではございますが、老朽化により、年内に海上自衛隊が解体撤去することが予定されております。解体撤去の月日が決まりましたら、広報等でお知らせしたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 少し振り返ってみますけれども、重複もありますが、13年5か月間にわたり使命を終えたヘリが、中央公園に平成16年に展示され、現段に至っております。設置から21年、雨風等で機体が汚れ、周りの木々が成長し、1メーター50センチくらい枝葉がラダーの部分を見えない状態にして、少しおろそかな管理状況の中にあったのではと思われます。夏まつりの少し前の時期でもあり、打合せ後すぐに対応・処理してくれましたが、訪れる子どもたちや一般の方々に供する状態にてと思っておりました。

次に3番目、公園内の遊具には経年劣化により不具合が発生し撤去されたものもあるが、補充など何か計画・予定はあるか。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（森田勝博君） お答えいたします。

令和6年度において、中央公園内の「キャッスル」という木製遊具の一つが修繕を繰り返しながらも大事に使用してきましたが、定期点検において、老朽化のため危険性の高い異常があるとの判定を受け、その修繕に必要な部品も製造中止であったことから、撤去工事したところでございます。

撤去後の場所には同様の遊具を設置したいと考えておりますが、今後は、計画性をもつて遊具の設置を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 幼稚園児、小学生が楽しめる遊具の設置を、引き続き財政状況を鑑みながら、安心・安全で楽しく過ごせる公園づくりを前向きに進めていただきたい。

町内外の子どもたちや家族連れも訪れている公園が、今以上に憩いの場となるようにと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、4番向中野幸八君の質問を終わります。

次に、通告第3号、3番山本泰二君は、一問一答方式による一般質問です。

山本泰二君の発言を許します。3番議員。

○3番（山本泰二君） 皆さん、おはようございます。

今年の1月10日に、世界気象機関は、2024年が観測史上最も暑い一年であったと発表しました。さきの新聞でも、日本の気象庁は、今年が最も暑くなつたと発表がありました。

今年は、6月から暑さが始まり、7月に入ってからは連日のように熱中症警戒アラートが出されています。もはや地球温暖化は、目に見える形で現れ始め、気候が変わりつつあることも実感するようになりました。気候の変動は、私たちの生活をも変えつつあります。猛暑が予想される日は外出を控え、エアコンを使用したりして、熱中症を予防しなければなりません。

農産物も品種によっては品質が劣化して価格が高騰したり、海水温が上昇したことにより漁獲にも影響が出ています。また、山の気候が変わったことにより、食料が不足したことなどから、熊が町なかに出没する回数が増えたとも言われています。

さて、猛暑が続く中でも、町内外で熱中症に配慮しながら様々なイベントが行われてしております。七戸町でも、さきの9月5日から恒例の秋まつりが行われ、山車が町内を練り歩きました。町の伝統を引き継ぐ行事として大切なものですですが、その実施には山車運行の各町内は幾つか問題を抱えています。

今回の一般質問では、まず、この秋まつりについて質問いたします。

次に、町の歴史に関連して、秋まつりとともに存続させていくべき文化芸能があります。町を取り巻く環境の変化に伴い、町の様子は変わりつつありますが、文化・伝統は町の財産であります。町の歴史は、文化・伝統とともにきちんと記録し、これを守り、存続させていく必要があります。

二つ目に、このことに関連し、七戸町史について質問いたします。

さきに気候変動の問題を話題にいたしましたが、近年、日本各地では気温上昇だけではなく、不安定な降水による洪水なども頻発しています。今年も一般の農作物だけではな

く、米についても収量や品質の懸念と、それに伴う価格の高騰が懸念されます。

三つ目として、今年大きく問題となり、町民の毎日の生活にも関わる米の問題について質問いたします。

以上をもって壇上からの発言とし、以降、質問者席から質問を続けます。

まず、秋まつりについて質問です。

少子高齢化、人口減少の問題は、全国自治体の差し迫った問題であります。人口減少に伴って、これまで地域の人材に頼ってきた伝統文化や祭りの実施が困難になりつつあります。この困難を解消すべく、域外から参加者を求め、行事を実施する取組があります。

七戸町内でも地域を超えて参加しているようありますが、町内会で掛ける保険は、町内会でのイベントや会員が対象となっています。地域外からの参加者、あるいは地域外イベントでの参加者は対象となりません。事故などの場合に対する補償の上で問題があると思います。

まず、一つ目の質問です。

七戸町内で地区を超えての秋まつりへの参加者はどのくらいいるか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

直近で開催された「しちのへ秋まつり運営連絡会議」において、参加町内会に聞き取りをしたところ、山車の合同運行へ天間林地区から参加する方々の人数については、町内会によってばらつきがありますが、最大50名が参加する町内会もありました。

秋まつり実行委員会においては、これまで、天間林地区を含め、地区を超えての参加者については、特段把握はしていないということでございます。また、柏葉太鼓競演会については、今年度より参加資格要件を変更して、天間林地区からの参加者も出場できるようになり、今年度は1町内会が該当すると伺っております。

議員がおっしゃるとおり、地区外からの参加が増えることにより、祭りが盛り上がるることは大切なことだと私も思っております。さらに、町内連合会として、今回初めて天間林地区の小中学校へ、秋まつりへの参加を呼びかけるチラシを配布しましたので、その効果を検証してまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 天間林地区への秋まつり参加のチラシは、私も見ました。非常にいいことだと思います。ですが、先ほど壇上でも申しましたが、基本、山車の運行は町内会が主体となっております。ですので、町内会の保険ということで、事故の場合どうなるのかということが心配になっています。

そこで二つ目の質問です。

地区を超えての秋まつりへの参加者に保険を掛ける考えはあるか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

秋まつりの保険加入状況については、複数の町内会に聞き取りをいたしました。議員がおっしゃるとおり、町内会で加入している保険では、会員以外の事故については対象となることから、秋まつり限定のイベント保険に加入している町内会もございました。

秋まつり運営全般に関する補償については、秋まつり実行委員会で保険を加入しておりますけれども、各町内会の運行参加者についてカバーする保険は、各自加入を呼びかけております。

以上のことから、今後においても、各町内会でイベント保険加入をしていただくことと考えております。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 様々な方法で事故の対応という形があると思います。いずれにしても、事故のないことが一番ですが、それを踏まえて、地域外、それから地域全てがかかるって、盛り上げるようなそういった祭りになればいいなと思っております。

次に、七戸町史についての質問になります。

私が主催しているアーカイブしちのへでは、さきの7月にまちなかギャラリーにおいて「親孝行踊り」に関する資料の展示を行いました。その際に、様々な過去の資料を調べる必要があります、七戸町史をひもとく機会がありました。町史には、親孝行踊りに関して、その成り立ちや現在存続している経緯などが記されていました。

この七戸町史は、旧七戸町と旧天間林村が合併する前の1986年に七戸町史発行委員会が発行し、故盛田稔氏が監修を行ったものであります。全4巻からなります。また、1981年には、天間林村史も発行されています。こちらも、故盛田稔氏が監修を行っています。

2005年に合併してから、今年で20年となります。先述の七戸町史発行からも40年がたとうとしています。その間、様々なことがあります、また、今後、新たなまちづくりをしていく上でも、これまでの出来事を資料として残す必要があると考えます。

そこで質問です。

町史編さん室を新設するなどして、新町史の編さん業務を行っていく考えはあるか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

山本議員の御指摘のとおり、旧町村が刊行した町史・村史から、それぞれ50年以上が経過し、また町村合併からも20年が経過していることから、町史編さんを進める適切な時期に至っていると考えております。

町史は、町の自然環境、政治・経済、産業、文化など多岐にわたる観点から歴史を総括し、今後の町政や地域振興の基盤として、後世に継承していく重要な役割を担うものだと認識しております。

町としましても、節目に合わせて町史刊行を念頭に置いておりますが、編さん作業は刊行まで相当な期間と労力を要しますので、編さんの推進体制をどのように整備するのか、

また、新しい町史をどのような体裁としていくのかなど、庁内の関係部署において十分協議をしてから進めてまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 今、町長が言われたように、非常に時間がかかる作業だと思います。逆に、時間がかかる中で、町のことを知っている人が年々少なくなっていくわけです。あまり言いたくないことですけれども。そういうことも含めて、これも急がなければいけないことだと思います。ぜひとも、急いで編さんできる体制を整えていただきたいと思います。

次に、米のことについて伺います。

市場での米の価格が高止まりしています。当初、政府は、米の供給量は十分であるが流通の目詰まりが米の価格の高騰の原因であるとしていました。しかし最近になって、需要量と供給量の見積もりが正しくなかったということを認め、市場に備蓄米を流通させることで米価格の鎮静化を図りました。皆さん御存じのとおりだと思います。その結果、一時期よりは価格が抑えられはしたもの、依然として高値の傾向にあります。

一方で、生産者にとっては、以前の価格は安すぎ、必要な経費を考慮すると現在の販売価格は特に高すぎるというわけではないとも言われています。

政府は、米需給を改善すべく、増産を指示したとされますが、増産による価格低下が懸念されます。一方で、猛暑や水害などによる収穫減も予想されます。その先には不透明感があります。

そこで、一つ目の質問です。

米の生産農家数と収量の推移についてお聞きします。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

米の生産農家については、平成26年、1,583戸、令和6年、772戸となっており、10年間で811戸の減少となっております。

収量につきましては、単純に比較できるデータはございませんが、水稻作付面積で見ますと、平成26年、2,300ヘクタール、令和6年、2,136ヘクタールとなっており、10年間で163ヘクタールの減少となっております。

この減少面積に、令和6年の基準単収548キロを乗ずると89万3,240キロとなりますので、10年間でおおよそ893トンの収量減になっているものと思われます。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 二つ目の質問です。

国の米増産への方針転換をどう考えるか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

国の米増産への方向転換については、新聞報道によりますと、自民党農業政策検討委員

会は、増産を強調する政府に対して供給過剰による米価下落を懸念するとし、これに対して農林水産省は、「需要に応じて増産という意味で、無秩序に作っていいということではない」と説明するなど、「増産」というキーワードだけが先行しており、具体的な施策が示されておりません。

国では、令和9年度から水田活用支払交付金を含めた水田政策を見直すとしていることから、今後の動向を注視していきたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 必ずしも増産だけということではないということだと思うのすれども。

三つ目の質問です。

米の増産に向けて、農家に対してどのような支援を行っていくか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

当町における米の作付面積は、先ほども答弁しましたけれども、平成26年で2,300ヘクタール、令和6年で2,136ヘクタール、10年間で163ヘクタール減少しております。

米の増産と言いますけれども、容易に作付面積が増えることは考えにくく、飼料用米、加工用米の割合が減り、主食用米の割合が増えることが予想されています。

国では、「増産」により、市場の供給過多による米価下落についてコメントを出していることから、町では、引き続きリスク分散の観点から、輸出、加工、米粉等への取組を支援してまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） リスク分散は、大切だと思います。

四つ目の質問です。

米生産者収入が適正となるよう、県や国に働きかける考えはあるか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

飼料用米、輸出用米、加工用米に取り組む生産者は、令和6年からの複数年契約により、主食用米価格が高止まりする中、同じ生産物を半額以下で出荷しております。

国は、特例による備蓄米の放出で消費者の米購入価格を抑えましたが、複数年契約で安い米を出荷せざるを得ない生産者の対策がなされていないことから、再三にわたり、国、県に働きかけているところでございます。

今後においても、生産者が安心して営農を継続できるよう、令和9年度以降の米政策についても、早期提示を求めていきたいと考えております。

また、今後10月に、県知事と町村長との間で意見交換会がありまして、七戸町では、米の増産に関するものを意見交換の題材としておりますので、そこでもしっかりと県の方

向性を確認してまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 私は、農業に携わったことはなく、こういった問題に関してはなかなか専門的な知識はないのですけれども、それでも、これまで国の政策によって、農家の方々はかなり翻弄されてきたという形を見てきたと思っております。

ですから、最後の質問にもありましたが、米生産者が適正な収入を得られるように、適正に農業を行っていくことができるよう、国や県に働きかけていただきたいと思います。

以上をもって、私の質問を終了いたします。

○議長（附田俊仁君） これをもって、3番山本泰二君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。11時まで。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取消し、会議を開きます。

次に、通告第4号、1番藤井夏子君は、一問一答方式による一般質問です。

藤井夏子君の発言を許します。1番議員。

○1番（藤井夏子君） 改めまして、皆様おはようございます。

日中のうだるような暑さも少しずつ和らぎ、朝晩と気温の下がる日が増えてまいりました。時折吹く風の冷たさに、秋の訪れを実感いたします。

先月開催されました、しちのへ夏まつりに続き、今月5日から7日まで、つい昨日まで行われておりました、しちのへ秋まつりも大盛況の中、幕を閉じました。老若男女が一堂に会し、太鼓や笛を鳴らしながらの山車運行、そしてクライマックスの喧嘩太鼓は、迫力満点でした。

普段は、関わる機会の少ない同じ町内に住む大人と子ども同士が、お祭りを盛り上げよう、全力で楽しもうという共通の目的に向けて、力を合わせてお祭りをつくり上げていく様子が大変印象に残りました。

少子化が進む中で、親子で参加できるコミュニティもどんどん数を減らしています。冒頭お話ししました、お祭りに関わる子ども会も参加人数が年々減り続けている現状、継続して参加できることは、当たり前ではないなと感じています。

本日、私からは、2点質問させていただきます。

一つ目は、熊の出没による学校教育への影響についてです。

全国的に熊の出没が多発している今年は、当町でも例に違わず、今までにない頻度で目撃されています。人命の安全を最優先に確保するため、各所では様々な対応が必要になっています。熊出没に関する町・教育委員会の学校の対応や課題について質問いたします。

二つ目は、子どもと保護者が集える場所についてです。

親子が自由に集い、語り、楽しめるような場所をつくりたいという町民への町からの支

援の方法と、こちらも町民からの声が多くありました屋内遊具の設置について質問いたします。

以上で壇上からの発言とし、以降は質問者席に移りまして質問を続けます。

○議長（附田俊仁君） 1番議員。

○1番（藤井夏子君） 初めに、熊の出没による学校教育への影響について質問します。

連日、報道等で取り上げられていますが、今年も全国的に熊の出没が増えています。

今議会開会日において、町長からの一般報告にもありましたように、青森県では現在、ツキノワグマ出没警報が発表されており、県ホームページに公開されている熊出没マップを見ても、今年の出没件数の多さが一目でわかります。中には、人的被害へつながってしまったケースもあり、当町でも同様の事件が起きないよう、町民の安全をいかにして守るかという課題の重要性を感じています。

特に、探求心の塊でありながらも、危機管理能力はまだ十分に身についていない町の子どもたちの安全を守ることは、保護者や学校関係者をはじめとする我々大人たちの責務であります。

気温が高くなり始めてからほどなくして、当町の町なかや学校付近でも頻繁に熊が出没するようになってしまいました。

一つ目の質問をいたします。

当町の教育委員会では、学校の徒歩圏内に熊が目撃された場合、教育委員会を通じて学校に指示を出すものと聞き及んでおりますが、学校では登下校時にどのような対応を取っていたかお聞かせください。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（森田勝博君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

小中学校周辺の徒歩通学圏内で目撃情報があった場合、それが登校の時間帯にかかる場合は、一人歩きを避けるため、保護者による送り届けをお願いし、下校の時間帯にかかる場合は、保護者への引渡し下校をお願いしております。

なお、昼夜頻繁に学校周辺、市街地での目撃情報があった場合は、登下校において保護者との引渡しをお願いするなど、連日のお願いとなる場合もございます。

また、学校敷地に隣接して出没する場合は、屋外活動や部活動を控えることもあります。学校から離れた場所で目撃情報があった場合でも、スクールバス停から自宅までの安全確保をお願いしております。

○議長（附田俊仁君） 1番議員。

○1番（藤井夏子君） 引渡し下校は、子どもが一人きりになってしまうことを防ぐ意味で非常に有効な手段だと思います。しかし、今答弁にもありましたように、いつまで続くか分からないという不安や継続した送迎となると、対応が難しいという悩みを口にする保護者もおりました。

実際、登校や下校の直前に学校近くで熊が出没し、急遽送迎をお願いしますとの連絡が

來たこともありました。子どもの命を守るために仕方がないことだと思う反面、仕事や私生活への影響は避けられず、釈然としない気持ちを抱えたまま対応した方もいたことは想像に難くありません。

こんなにも近くで頻繁に出没した前例が今までにないということも考慮した上で、今後も同じようなことは起こるかもしれないから、起こって当たり前というように切り替えて考える必要があると思います。

今年の例を参考に、これから対応に生かせるよう話し合いを重ね、課題の洗い出しと対応の精査を実施した上で、指示する側も、される側も、迅速に動けるよう準備していただきたいと思います。

登下校時以外にも授業での屋外活動を控える等の対応が必要になったのではないかと思いますが、熊の出没による学校教育への影響、そして、今後どういったことが課題として上がっているか、現時点では把握している範囲で構いませんのでお聞かせください。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（森田勝博君） お答えいたします。

関係者、特に保護者の御協力により、児童生徒の登下校は現在できておりますので、時間割の微調整などはありますが、学校教育への大きな影響はないと考えております。

ただ、登下校の送迎に係る保護者の負担や休みの日に外で遊ばせることなどへの不安など、ストレスが懸念されるところでございます。

今後の課題といたしましては、登下校における保護者引渡し方法の改善があります。具体的には、登下校において、あらかじめ学校に連絡した上で、友達の保護者など児童生徒の保護者・祖父母以外でも引渡しを可能にすることや、兄弟姉妹が同一学校にいる場合に、同時に引渡しを可能にすることなどあります。

子どもは、町の宝です。安心して登下校できるよう、子どもたちの地域全体での見守りも含めて、校長と協議して、可能なことから対応してまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 1番議員。

○1番（藤井夏子君） 引渡し下校の幅を広げるということで、助かる保護者は大変多いと思います。学校独自に対応を工夫することで、子どもや保護者への負担を軽減している事例も学校ごとにあるようですので、今後は、学校間での情報共有も図りながら、より効率的な対応方法を模索していただきたいと思います。

先日、ある学校で、屋外活動中に敷地内にクマが侵入してきたという場面を想定した訓練を行ったと、ニュースで紹介されていました。今まででは、熊はわざわざ人の多いところには来ないというのがある種の常識とされてきましたが、最近の動向を見るに、一概にはそうとも言えなくなってきた。

草刈り等をこまめに行い、目隠しになりそうな場所ができる限り少なくしたり、農作物や生ごみを適切に管理・処理したりと、熊を寄せつけない工夫をすることの重要性がますます増してきたと感じます。

出没場所が居住圏とあまりにも近く、また頻発化したために、警戒を緩めることのできない今年の夏でしたが、防災無線や町の公式LINEでの情報周知に加えて、学校から保護者への連絡もスピーディーに伝わってきたことで、幾分の安心感を得ることができました。

学校が休みの日も含めて、知らないうちに子どもを一人で歩かせてしまったということが絶対にないよう、町からの情報は、今までどおり可能な限り迅速に伝えていただきたいなと思います。休日・早朝にもかかわらず、情報周知のために日々対応していただいている職員の皆様には、この場をお借りしまして心より感謝申し上げます。

神出鬼没の野生動物が相手ということで、対策や対応については困難を極める状況ではありますが、町・教育委員会におきましては、今までどおり子どもたちの命・安全を守るという強い信念を持って、学校と連携し、保護者にも対応を求めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

子どもと保護者が集える場所について質問をいたします。

日々少子化が進む中で、親同士、子ども同士のつながりを広げ、維持するということが容易でなくなってきたいると感じています。

子育てをする上で大変な場面は多々ありますが、個人的に最も回避するべきだと感じるのは、親子ともに「孤立」、「ひとりぼっち」だと思います。悩み相談や気軽に情報共有できる友人、いわゆる「ママ友」に私自身も幾度となく救われてきました。親子ともに孤独を感じる場面をいかにして少なくするかということが、子どもが健やかに成長できる環境を整える上で大変重要になってきます。

年々生まれる子どもの数も減り続けており、当町では、昨年度、1年間に生まれた子どもの数は39人でした。横のつながりを新たに増やそうにも、同じ町内で子育てをする親子同士が知り合える機会というのは、そう多くはないというのが現状です。子どもや保護者を対象としたイベントなどの存在意義を改めて感じています。

様々な町のイベントや集まりに参加する中で、子育て中の親子が気軽に集えるような場所を提供したいという思いを持っている人が多くいることを知りました。自身の子育てが一段落し時間的に余裕が出てきた人や、かつて保育現場でお仕事をされていた人は、自身の経験や知識を生かし役に立ちたいという気持ちが強いようです。中には、七戸でもこども食堂をやりたいと意気込む人もいましたが、ノウハウに疎い、資金の調達方法や運営上の不安があるなど、実現までのハードルが高いと感じているようでした。

一つ目の質問をいたします。

このように、子どもや保護者の居場所をつくりたい、提供したいと考えている町民、団体に対し、町としてどのような支援ができるか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） 藤井議員の御質問にお答えします。

町では、これまで「第2次長期総合計画」や「第3期七戸町子ども・子育て支援事業計画」において、「子ども・子育て支援の充実」や「子ども・子育て環境の整備」をうたつております。

また、庁内機構改革においても、窓口の一元化による利用者の利便性のさらなる向上と母子保健部門・児童福祉部門が連携し、両機能が一体的に相談支援を行うことを目的に「こどもみらい課」を設置いたしました。

御質問の町はどのような支援ができるかについてでございますけれども、私自身も住民に寄り添った政策を実現するよう各課に常々話をしております。

その中で、担当課においては相談体制が充実しておりますので、直接の相談や提案等をしていただき、町民と町側の対話の中で支援や補助の方法等を具体的な形にして、住民の望む政策を実現してまいりたいと考えております。

また、そのためには、今後、町側も直接保護者の皆様と話ができるような時間を作つて、進めていきたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 1番議員。

○1番（藤井夏子君） まずは、何でも直接相談をしてほしいという趣旨と受け止めました。また、保護者と直接の対話の機会をいただけるとのこと、大変嬉しく思います。

子育て中の保護者は大変忙しくしておりますと、子どもがいますとなかなか外に出て集まるということは時間的にもかなり制約があって難しいことになりますので、できれば学校のイベントごと、例えばですけれども、年間に4回ある授業参観の後のPTA総会に集まりをぶつけていただいて、そこのタイミングですとたくさんの保護者に意見を求めるることができますので、なるべく保護者に負担のないような形で、対話の機会をいただけたら幸いです。

こういった活動は、公的支援だけに頼らず、地域全体で支え合うという本来の趣旨の下、主体はあくまで民間（町民）であり、自治体は助成等のサポートに回るのが自然な形であることを忘れてはいけません。それを踏まえて、町のために、地域のために、何かやりたいと思う町民については、町は全力でサポートをしていただきたいと思います。

そして、多くの子育て中の保護者が強く求めているのが、子どもが遊ぶことのできる屋内施設の設置です。

日曜日、祝日などの学校やこども園がお休みの日、雨の日、気温が高く公園では遊べないような日でも、子どもたちはお構いなしに元気いっぱいです。子どもにもありますが、一日のうちに体を動かす遊びを少しでも取り入れないと体力を余してしまい、中には夜の寝つきが悪くなってしまう子もいます。

特に最近は、一つ目の質問もありましたように、熊の出没も相次いでいることから、天候や気温に問題がなかったとしても、屋外での活動には慎重にならざるを得ません。今後の課題として挙げられていました「子どもが抱えるであろうストレス」の部分にも大きく関わってくることだと思います。

子どもは、友達と思い切り遊ぶことができ、保護者同士もコミュニケーションが取れるような、全天候型の屋内施設は、これからの中づくりにおいて非常に重要かつ必要なものになってきます。子どもの両親だけではなく、祖父母の方々からも屋内施設を切望する声が届いています。

二つ目の質問をいたします。

今年6月定例会の一般質問において、町長も、遊具のある屋内施設の設置に前向きな考え方を示しておりましたが、今後どのような形で実現するか、現時点での具体的な計画はあるか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

さきの6月定例会でもありました「子どもと保護者の集える場所」の対策としまして、地域子育て支援拠点をモデル的にまず設置し、運営できる団体などの募集につなげるため、今回の補正予算にも「地域子育て支援拠点運営委託料」として54万3,000円ほどを計上しております。

具体的な内容としましては、10月の3連休及び11月の健康フェアにおいて、既存施設であります「ふれあいセンター」、「屋内スポーツセンター」を活用しながら、就学前児童を対象の中心としながら、天候に関係なく遊べる室内遊具と子育て相談ができる窓口を設置し、さらなる子育てニーズの把握や運営団体の募集につなげてまいりたいと考えております。詳細が決まり次第、SNS等を活用しながら情報の発信に努めてまいりたいと思います。

議員おっしゃるとおり、今年の夏は本当に暑い夏が続きました。来年以降もそういうことが想定されると思います。そのときに室内で遊べる場、子どもの居場所というのは本当に重要なと思いますので、これをモデルケースに次年度へつなげていきたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 1番議員。

○1番（藤井夏子君） 今年度は、ある意味お試しということで、日を限定しての開催になるとのことでした。町が主体となって継続的に運営することは難しいとは思いますが、今後、指定管理や業務委託といった方法を取ることができた暁には、ぜひ年間を通して常駐という形で設置を目指していただきたいと思います。

自治体によっては、廃校を活用した屋内施設やほかの町の施設と同じ建物に体を動かせるスペースを作るなど、様々な工夫を凝らした事例が多く見られます。中でも、図書館と屋内遊具コーナーがセットになっている施設は、子どもにとって大変実用的で、幅広い世代からのニーズが高いと思います。ぜひ、今後検討していただきたいと思います。

子ども同士、保護者同士が楽しく集える場所づくりに、今後ますます力を入れていただきたいと思います。

私からの質問は、以上で終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、1番藤井夏子君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前1時21分

再開 午前1時23分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取消し、会議を開きます。

次に、通告第5号、9番咲清悦君は、一問一答方式による一般質問です。

咲清悦君の発言を許します。

○9番（咲 清悦君） 最後の質問者となりましたが、よろしくお願ひいたします。

内閣府が先月実施した世論調査では、政府に今後、力を入れてほしい政策の上位6項目は、1番が物価対策で66.1%、2番が医療・年金などの社会保障整備で64.6%、3番が景気対策で58.7%、4番が高齢社会対策で52.2%、5番が少子化対策で39.0%、6番が行政改革で20.7%となっています。

町内を見れば、高齢化で体が思うように動かなくなり、車も運転できなくなり、野菜を生産出荷し、僅かな収入を得ることも難しくなり、さらに、病院に行く機会が増え、支払う医療費が増大。国民年金だけでは全く足りず、今後どう生活していくか分からないと、将来というよりも、明日以降の生活にさえ不安を抱えながら生きている町民が、見れば分かるほど増えました。

7月20日投開票の参議院議員選挙の結果を見て、生活が非常に苦しくなっている国民は、昨年の衆議院議員選挙に続き、正しい選択をしてきていたと感じました。

広報しちのへ7月号に、七戸町役場新庁舎建設基本構想及び基本計画の概要がカラーで4ページを使って紹介されていました。まるで「どうぞ皆さん、よく見てください、新庁舎はこう決まりました」という喜びに満ちた思いが聞こえてきそうな紹介の仕方だと思いました。

それに対して、広報しちのへ4月号に掲載された意見公募のお知らせは、「詳しく知りたい方はホームページを御覧ください」という内容で、白黒1ページのみの目立たない紹介の仕方でした。まるで、多くの町民、特に問題点を鋭く指摘できる町民には、役場新庁舎建設基本構想及び基本計画を策定していることと意見公募を行っていることに気づかないでほしい、そして、あまり意見を寄せないでほしいという気持ちが伝わってくるような紹介の仕方で、とても対照的でした。

総合アリーナの南側に新庁舎が建設されれば、それを機に、七戸町は荒熊内地区を中心発展していくのではないかと思っている町民がいるかもしれません、私はそのようなロマンチストではなく、論理的に物事を考えるリアリストなので、そういう気持ちが全く湧いてきません。

そもそも、七戸町役場新庁舎建設基本構想及び基本計画は、政策の優先順位、合理的判断、町民の参加度合いや満足度などの観点から、策定方法自体を評価していません。

意見公募を実施しても、アンケート調査を実施しないとなれば、まちづくり基本条例さ

えも無視したことになるのではないかと思っています。

町民の生活実態を把握し、町民の不安げな表情をよく見て、町民が行政に期待していることが何であるかということを考えたとき、町民が日々の暮らしに豊かさを実感できるようにするための施策の予算を厚くしなければならない。そのためには、使用可能な公共施設を庁舎として可能な限り有効活用し、そのための予算を確保するという判断が、私が考える合理的な判断であり、本来、行政のあるべき姿だと思っています。

役場新庁舎建設問題に興味関心を持ち、私の議会での発言に賛同していると思われる町民から声をかけていただけたようになりました。

青森県の市町村合併では、中部上北広域事業組合を構成している天間林村・七戸町・東北町・上北町が、県内で最初に合併すると思われていました。しかし、上北町が途中で離脱し、その後、東北町も離脱しました。残った旧七戸町と天間林村が「互譲の精神」に基づく協議を経て合併し、「一体感の醸成」を掲げて進めてきたまちづくりも、あつという間に20年が経過しました。

役場新庁舎建設は、百年に一度あるかどうかという大きな案件です。生きてきて、このような重要な案件に関わることがなく一生を終える人もいることを考えると、最終的には、全町民から賛同を得るという覚悟を持って取り組むべき重要な案件だと思っています。

意見公募に寄せられた意見に、「合併協議において旧七戸町が町名を取り、旧天間林村が役場の場所を取りました。私を含め、それを記憶している多くの町民にとっては、当時の合併協議会会长だった現町長（現町長と書いていますけれども、時期的にこれは前町長のことです）とその他の合併協議会委員による詐欺や裏切りに相当するのです」とありました。「詐欺や裏切り」という言葉は、当時、合併協議会の委員を務めた私の胸に突き刺さったままになっております。

人を欺く行為には、「嘘をつく」だけではなく、「真実や事実、重要な情報を隠す、あるいは伝えない、知らせない」という行為も含まれます。

基本どおりに業務を行っていれば、どのような質問にも回答できるはずですが、何よりも最近特に気になることは、私の役場新庁舎に関する質問に、明確な答弁が返ってこないことが増えた点です。

まちづくり基本条例の前文には、「町民の声を反映するまちづくりを進め、町民一人ひとりが参加し、住み続けたいまち、住んでみたい七戸町を創る。私たち町民は、日々の暮らしに豊かさを実感できる、人にやさしく思いやりのある社会を築くとともに、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの七戸において実現するために、ここにこの条例を制定し、七戸町の最高規範とすることを確認する」と記載されています。

当町では、まちづくり基本条例を平成30年9月20日に制定し、平成31年4月1日から施行しています。平成27年の町議会議員選挙で当選した議員が、この条例を制定する際の審議に参加しているので、現在の議員16人中、私を含めた11人がまちづくり基

本条例については熟知しているということになります。

そこで今回は、私も初心に返り、再度基本から見直そうと思い、七戸町まちづくり基本条例の解釈を全員と一致させるために、確認の意味合いが強い質問を何点かいたします。

壇上での発言は以上とし、質問者席に移動して質問いたします。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（咲 清悦君） 大きい項目としては、質問は、七戸町まちづくり基本条例についてということで、今回は一つになります。5項目質問を用意しています。

質問（1）に入ります。

町名は七戸町、役場本庁舎は天間林村という案への同意に至る背景に、農協の合併により天間林村農協の本所が支所となり、配置される職員が少なくなり、本庁舎周辺が寂しくなったという思いがありました。町名か本庁舎のどちらかを譲るという決断をしなければ合併は成立しないという状況の中で、天間林村の合併協議会の会長と委員が協議し、決断しました。私を含め多くの村民は、その判断に同意し、そのときの思いを今日まで共有してきたと思っています。

合併後の新七戸町の第1次長期総合計画にも「一体感の醸成」の文言が記載されていました。そして20年間、少しづつ一体感の醸成は築き上げられてきました。一体感というのは、全町民が皆同じ方向を目指してまちづくりを進めていく中で醸成されるものですが、役場新庁舎に関して、前町長及び職員が提示した素案は、全町民が納得できるものでもなければ、賛同できない町民を説得できる合理的理由がない案でした。

七戸町役場新庁舎建設基本構想及び基本計画に対する町民の不安や不満を解消できなければ、町村合併後に築き上げてきた「一体感の醸成」は、崩壊しかねないと危惧しています。また、それだけにとどまらず、行政に対する信頼と七戸町まちづくり基本条例の価値を大きく低下させることにつながると思っています。

私はそのように認識していますが、町長はどのように認識しているのか。そして、今後どう対応していく考えなのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） 咲議員の御質問にお答えいたします。

新庁舎建設基本構想及び基本計画の策定においては、これまで町民説明会、町民ワークショップ、パブリックコメントを実施しております。これらは、咲議員がおっしゃる七戸町まちづくり基本条例において、町民の方が町政に参加する方法として掲げられている方法に該当するものでございます。

新庁舎建設事業に関しては、町民説明会やパブリックコメントなどにおいていろいろな御意見をいただいております。一般的に新たにスタートする事業計画には、賛成も反対も含めいろいろな意見があるものと認識しております。

議員がおっしゃる質問の趣旨としては、基本構想及び基本計画の策定に当たって、町民の方に十分な説明がなされ、御理解が得られているかどうかという指摘と受け止めており

ます。

今後、基本設計などの作業を進めてまいります。その際には、内容や進捗状況など、町民の方々に対して、さらにこれまで以上に丁寧に説明をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听了 清悦君） （2）の質間に移ります。

毎年、秋まつりに参加し、七戸地区の商店街を歩きながら、商店街の変化を見てきました。シャッター街という言葉が使われた段階はどうに過ぎ、シャッターだけではなく、建物そのものがなくなり、更地が結構増えたと思いました。

あえて言うまでもなく、当町に限らず、地方の最大の課題は人口減少問題であり、出生数の激減は深刻な問題です。小中学校統合も、それに合わせて検討を早めなければならなくなります。

農業や商工業が活発にならなければ雇用は創出されませんが、毎年元気がなくなっていることだけは実感しています。

高齢化率が一層高まることは想像できますが、将来も確実に介護サービスを受けることができるという想像はし難い状況です。

それら大きな課題も全て総合的に考えて、今後10年間どのような考え方でまちづくりを進めていくかを計画するのが第3次長期総合計画だと思っており、役場新庁舎もその大きな議論の一つとして捉えても、日程上何ら問題はなかったと思っています。むしろそのほうが優先的に取り組むべき課題や役場新庁舎に求められる機能や優先順位もおのずと明確になり、より総合的によく考えられた長期総合計画になったと思っています。

なぜ、前町長が役場新庁舎だけ5年も計画を急いで進めるように指示を出したのか、いまだに理解できません。田嶋町長が前町長から全業務を引き継ぎ実施しているわけですが、役場新庁舎建設基本構想及び基本計画の策定を長期総合計画の策定を待たずに急いで進めた理由をどのように認識しているのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

新庁舎建設基本構想及び基本計画に関しては、これまでも議員の皆様に度々御説明をさせていただいておりますが、その内容は、基本構想・基本計画の策定も含めた事業全体のスケジュールについてもお示ししております。

令和7年3月の議員全員協議会においては、基本構想（案）及び基本計画（案）について説明をさせていただいており、その内容については、議員の皆様にも御理解いただいたものと認識しております。

したがいまして、私も町長になりました、基本計画及び基本構想の策定については、これまでの経緯、内容をそのまま引き継ぐこととしております。事業スケジュールについて急いでいるところもありますけれども、急いでいるものとは考えておりません。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（咲 清悦君） まちづくり基本条例第4条、基本原則の（1）計画に基づく町政運営の項目に、「町は総合的かつ計画的に町政を運営する」とあります。ここでも、総合的ということが書かれております。まだ、お互いの認識が平行線になっている状態ですけれども、町長の考えは分かりました。

次に、（3）の質問に入ります。

（3）と（4）は、質問の要旨にあるとおり、簡単な質問です。しかし認識を共有するために、やはり確認しておかなければならぬ重要な質問になります。

まず、（3）の質問から行います。

七戸町役場新庁舎建設基本構想及び基本計画は、まちづくり基本条例の第32条（参加の権利の保障）の（2）重要な計画の策定、変更又は廃止という項目に該当するのか。また、第3次長期総合計画以外に、この重要な計画に該当する計画はあるか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

七戸町まちづくり基本条例第32条第1項第2号の「重要な計画」とは、第3次長期総合計画を含め、法律または条例で規定された計画を指しており、長期的なまちづくりの展望に関する計画や町民の生活に大きな影響を与えると考えられる計画が該当します。

したがいまして、七戸町役場新庁舎建設基本構想及び基本計画は、新庁舎の必要性や規模に加え、町民の生活に直結する新庁舎の建設場所を選定し、お示ししている計画ですので、同条例の32条第1項第2号の「重要な計画」に該当いたします。

また、それ以外の「重要な計画」としまして、七戸町都市計画マスタープラン、七戸町立地適正化計画、荒熊内地区開発計画、七戸町総合戦略などが該当いたします。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（咲 清悦君） 3番の質問に関しては、ここは私も町長の考え方と一致しているということが確認できました。

次、（4）の質問に移ります。

七戸町役場の位置を変更する条例は、まちづくり基本条例第32条（参加の権利の保障）の1号、重要な条例の制定及び改廃に該当するか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

七戸町まちづくり基本条例第32条第1項第1号の「重要な条例」とは、七戸町まちづくり基本条例や情報公開条例など、町政運営の基本的な考え方や理念を定める条例を指しております。

また、地方自治法第4条には、地方公共団体が事務所の位置を定め、変更しようとする際の規定が示されており、同条3項では、条例の制定に当たって、出席議員の3分の2以上の同意が必要とされている、いわゆる特別多数議決が適用されている条例であることが

うたわれております。

したがいまして、「七戸町役場の位置を変更する条例」は、同条例第32条第1項第1号の「重要な条例」に該当するものであります。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听了 清悦君） （4）の質問についても、私の認識と町長の認識が一致していることを確認しました。

次、（5）の質問になります。

今回の質問の中で、私にとっては一番重要なところの質問になります。

七戸町まちづくり基本条例第33条（参加の方法）は、（1）から（5）まであります。

（1）執行機関の附属機関への委員としての参加。これは、新庁舎建設検討委員会のことだと思いますので、（1）は実施されたと私は認識しています。

（2）広聴会、説明会、懇談会等への参加。これは、おととし6月か7月に両地区で説明会を行っていますので、これも実施したと認識しています。

（3）個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加。これは、七戸高校生のワークショップ、住民（町民）のワークショップのことであり、これについても実施したと認識しています。

（4）意見公募への参加。これは、広報でも呼びかけて、それに対する意見も議員に資料として配付されましたし、ホームページでも見ることができます。

その流れでいって、（5）アンケート調査その他町長が必要と認める方法への参加とありますて、私が3月定例会からこだわってきたのは、やはり主権者は町民でありますから、議会の3分の2以上の賛成ということで考えれば、私としては、少なくとも町民の3分の2がこの計画に賛成していれば、私も民主主義の原則にのっとって、それを認めて気持ちを切り替えてと思っていますが、ここが実施されていないと示されていないことから、役場新庁舎基本構想及び基本計画には、賛同しかねている状況です。

ここについて、実施されていないわけですけれども、私は、この条例に従ってアンケート調査を実施するべきだと考えていますが、町長はどう考えているのか。もし実施するをするのであれば、いつ頃どのように実施するのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

新庁舎建設基本構想及び基本計画は、既に策定されたものであります。改めてこのことについてのアンケート調査を実施することは考えておりません。

七戸町まちづくり基本条例は、町民の方が町政に参加する権利を保障し、事案に応じて町が参加について用いる方法が掲げられています。

議員おっしゃるとおり、五つの方法がございまして、重複になりますが、一つ目は執行機関の附属機関への委員としての参加、二つ目は広聴会、説明会、懇談会等への参加、三

つ目は個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加、四つ目は意見公募への参加、そして五つ目がアンケート調査その他町長が必要と認める方法への参加とあります。

このように五つあるわけですけれども、新庁舎建設基本構想及び基本計画の策定においては、町民説明会、町民ワークショップ、パブリックコメントをそれぞれ行っておりますので、町民が町政に参加する方法に該当するものだと思っております。

条例に掲げられた方法は五つありますが、これを全て実施しなければならないという規定ではございませんけれども、市議員が言うように、いろいろなものを駆使するということは大事なものだと考えております。

今後、基本設計などの作業を進めてまいりますけれども、町民の方が町政へ参加する方法について、実施時期、内容を検討し、実施してまいりたいと思います。

今、市議員がこの五つの中で質問されていることは、これまでの経緯、それから、これからは、このまちづくり基本条例という基本となる条例があるので、その32条、33条を生かして、町民が参画して一体となるまちづくりを進めるべきだとおっしゃっていると思います。

私もそのとおりだと思いますので、今後この建設事業のほかにもいろいろなまちづくりの計画があると思います。その中で、この五つの中を駆使しながら、先ほど言いましたとおり、全てということでもなく、それぞれの状況に応じた中での参画を求めながら、町民一体で進めてまいりたいと思っておりますので、そのように御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（市 清悦君） 今後いろいろな事業計画が出てきた際には、アンケート調査などを行うという考え方だと思うのですけれども、プランの段階の町民の意見を聞くというのもアンケートを行うという点で大事だと思いますが、チェックという意味でも、丁寧に事業を進めようと思えば、チェックする意味で全町民が最後どう思っているかというのを確認する意味のアンケート調査も、私は必要だと思っています。

終わりよければ全てよしという言葉もあります。町長の考えは私もある程度理解していますが、庁舎がなくなることで寂しくなると思っている町民のそといった不安・不満を解決する方法としては、ここが空いた場合、その後どうするかということの示し方でまた町民の考えも変わると思っていますけれども、それが難しいと思っているので、今までの私のこういった考えになります。

条例に関しては、一通り重要なところを確認しましたので、今回の私の一般質問をこれで終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、9番市清悦君の質問を終わります。

これをもって、一般質問を終結いたします。

---

### ○散会宣告

○議長（附田俊仁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月12日の本会議は、午前10時から再開いたします。

本席から告知いたします。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時51分